

(審査案件第81号)

答 申

第1 審査会の結論

長野県知事が行った「技術提案審査結果（技術提案評定表、各先生の採点表）」を不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成22年（2010年）12月27日、異議申立人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。）に基づき、「〇〇工事（以下「本件工事」という。）に関して、『技術評価委員会次第、配置図、委員名簿』、『技術提案付き受注希望型競争入札参加者評価結果表（様式1-7）、技術提案評価集計表』及び『技術提案審査結果（技術提案評定表、各先生の採点表）』について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成23年1月11日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求に対し、公文書非公開・不存在決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成23年1月19日、異議申立人は、本件決定のうち、本件実施機関が「請求に関する文書は作成していないため。」という理由により不存在とした「技術提案審査結果（技術提案評定表、各先生の採点表）」（以下「本件請求対象文書」という。）の公開を求める旨の異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が「異議申立書」、「理由説明書に対する反論意見」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定のうち、「技術提案付き受注希望型競争入札技術提案評価集計表」（以下「本件集計表」という。）のみでは、悪意があれば改ざんが可能であり価値のない

公文書である。内容の真偽を問われた時、本件請求対象文書がなければ信用されな
いだろう。

- 2 平成16年から試行された技術提案付き受注希望型競争入札において、毎回、各委員には審査するために本件請求対象文書に相当するものが配られているが、今回に限って、本件請求対象文書を使っていないとしている。理由を正確に説明できなければ技術提案等の審査要領の主旨を逸脱している。
- 3 仮に本件請求対象文書を使わず、ヒアリングを審査したとすれば、1社当たりの審査項目が7つほどあるので、3社で21項目すべて記憶して審査しなければならない。適正な審査が行われたとは思えず、ずさんな採点である。
- 4 ○○の工区で不備があったため、○○の工区のヒアリング当日に本件請求を行ったにもかかわらず、本件請求対象文書を作成しないものなのか。
- 5 過去の技術提案では、○○建設事務所、○○建設事務所は、本件請求対象文書に相当する「技術提案審査結果」又は「技術提案評定表」を保管しているが、○○建設事務所が作成をしていないという事実は問題がある。
- 6 以前、○○建設事務所の公募型プロポーザル方式を採用した工事の各評価者のチェック表等について意見した際、本件実施機関からチェック表等の保存等を検討する旨の回答をもらった。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 本件工事で採用した技術提案付き受注希望型競争入札は、入札参加者の技術提案が標準的工事方法に比して同程度に施工基準を満たしているかを審査し、その審査を通過した者のみ価格競争ができるとした入札方式である。この審査は、技術提案等の審査要領（以下「本件審査要領」という。）に基づき行っている。
- 2 「審査結果表（様式1-7）」は、技術提案付き受注希望型競争入札試行要領（以下「本件試行要領」という。）で定められている。この審査結果表（様式1-7）は、技術評価委員会の委員各々の評価が記載されるものではなく、技術評価委員会の審査の結果が、入札参加者ごとに記載される様式である。また、他の様式については、特に共通の定めがなく、各発注機関が決めている。

- 3 本件工事においては、平成〇年〇月〇日、専門的知識を有する外部委員を含む10名の委員と委員長により技術評価委員会（以下「本件委員会」という。）を開催した。本件工事の発注機関である〇〇建設事務所（以下「本件発注機関」という。）は、本件審査要領及び本件試行要領に定めはないが、本件委員会において本件集計表を用いることを決めた。
- 4 本件委員会の審議に先立ち、本件発注機関は本件委員会の委員（以下「本件委員」という。）から審査項目ごとに評価を聞き取って本件集計表にとりまとめた。とりまとめた本件集計表を複写して本件委員に配布した際、本件集計表の記載内容に間違いがないことを確認した。その後、とりまとめた本件集計表を基に本件委員会としての評価を行い、審査結果表（様式1-7）に当たる「技術提案付き受注希望型競争入札参加者評価結果表（様式1-7）」（以下「本件審査結果表」という。）を作成し、本件発注機関の長に報告した。
- 5 本件発注機関は、ヒアリング後直ちに本件委員各々の評価を本件委員から聞き取って本件集計表を作成することで、審査を適正に行えると判断したため、本件請求対象文書は作成しなかった。本件委員各々の評価については本件集計表にとりまとめて明らかにしており、本件委員会が審査を行うに当たって、委員長が本件集計表の記載に間違いのないことを本件委員に確認している。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 本件請求対象文書の存否について

本件請求対象文書は、双方の主張からすると、本件委員会において本件委員各々の評価が本件委員ごとに一枚ずつ記入されるものであると認められるので、その存否について以下検討する。

本件審査要領及び本件試行要領を当審査会において確認したところ、本件審査要領に、「技術評価委員会は、入札者から提出された技術提案書を審査し、審査結果表をとりまとめる。」、本件試行要領に「技術評価委員会は、評価者の意見を徴して

審査し、技術提案書の審査結果表（様式1-7）を作成するものとする。」と規定されている。この審査結果表（様式1-7）は、本件委員各々の評価が記入されるものではなく、本件委員会の審査の結果が入札参加者ごとに記入される様式である。本件請求対象文書については、本件審査要領及び本件試行要領には規定されておらず、本件実施機関が本件委員会において用いた本件集計表についても同様である。

そこで、本件集計表を確認したところ、本件集計表は、本件委員各々の各審査項目に対する評価及び本件委員会の審査の結果が入札参加者ごとに記入されるものであり、本件集計表を基にまとめられた本件委員会としての審査結果の内容が、本件審査結果表に転記されたものと認められる。

本件請求対象文書の作成が、本件審査要領及び本件試行要領において求められていないこと、本件委員各々の評価は本件集計表において委員自らも確認できることは、前述したとおり明らかであり、また、入札参加者数や審査項目数が限られており、一般的には個人的に備忘的なメモをとることもできることからすると、本件委員各々から評価を聞き取ることも十分可能であると考えられる。

よって、本件委員各々の評価を本件委員から聞き取って本件集計表を作成することで審査を適正に行えると判断し、本件委員会において本件請求対象文書を作成しなかったという本件実施機関の主張が不自然、不合理であると認めることはできない。また、本件請求対象文書を本件実施機関が作成したと推測される特段の事情も認められない。

したがって、本件実施機関の主張は結論において是認できるものと判断する。

3 その他の異議申立人の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

審査会の結論は以上のとおりであるが、今回の異議申立ての背景には、本件請求対象文書の取扱いが発注機関によって異なることに対する不信感があると考えられる。一般的には、同一の事務事業を行うに際して、県の各機関が行う事務処理が異なることは、県民にとって分かりにくいものであることは否定できない。さらに、「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資する」との本案条例の目的に照らせば、本件請求対象文書の取扱いについては、本件実施機関において、統一的な運用を検討されることが望ましい。

第6 審査経過

平成23年（2011年）	1月21日	諮問
	2月3日	審議
	3月16日	「理由説明書」受領
	3月23日	審議
	4月25日	本件実施機関からの意見聴取及び審議
	5月16日	「理由説明書に対する反論意見」受領
	6月6日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	7月25日	審議
	10月19日	審議終結